

認定看護師課程等派遣助成事業実施要領

(目的)

第1 医療の高度化・専門化が進行する中、県民に安全で質の高い看護サービスを提供するため、特定看護分野において高い水準の知識や技術を有する保健師、助産師、看護師（以下「看護師等」という。）の確保が求められていることから、多分野の認定看護師（看護師等の免許を有し、実務経験5年以上で特定の分野において熟練した看護技術と知識を用いて、質の高い看護を実践するために、公益社団法人日本看護協会が認定した養成施設において6か月以上の教育を受け、同協会が行う認定試験に合格した者。以下同じ。）等の資格取得促進を図ることにより、県内に広く配置することを目的とし、地域医療介護総合確保事業（医療分）補助金交付要綱（以下「補助要綱」という。）第12に基づき、本実施要領を定める。

(実施主体)

第2 別表に掲げる養成課程等（以下「養成課程」という。）に、所属する看護師等を派遣し、その費用の全部又は一部を負担する宮城県内の病院等（看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する病院等をいう。以下同じ。）とする。

ただし、補助を希望する病院等の地域、派遣する養成課程の分野及び看護師等の人数において過不足がある場合は、知事が選定した病院等とする。

(補助対象等)

第3 補助要綱第2に定める補助対象経費、補助額、補助限度額の詳細は以下のとおりとする。

(1) 補助対象経費

イ 受講料（入学料、授業料、施設実習費で病院等が直接養成施設に支出するもの、又は、病院等が受講者に対し受講料相当額として支出するもの。）

ロ 旅費（病院等が受講者に対し支出するもので、宿泊費、滞在費を含む。）

(2) 補助額

補助対象経費の2分の1以内の額で、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとし、受講者1人当たり800,000円を限度とする。

(3) 補助限度額

事業実施年度に成立した予算額を当該年度の補助限度額とする。

(4) 補助対象者

(1)の支出対象となる補助対象者は、病院等が養成課程に派遣する看護師等の受講者とする。ただし、その者が派遣された養成課程を修了できなかった場合を除く。

(その他)

第4 この実施要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この実施要領は、平成25年7月25日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この実施要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この実施要領は、平成29年9月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この実施要領は、平成30年10月31日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この実施要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、令和4年5月31日から施行し、令和4年度から令和5年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この実施要領の施行日前に現に費用の一部の補助を受けている者の補助上限額については、当該補助時点での上限額を限度とする。

別表

	養成課程等
1	公益社団法人日本看護協会が認定した養成施設において実施される認定看護師養成課程
2	公益社団法人日本看護協会が認定した看護系大学院において実施される専門看護師教育課程
3	東京医療保健大学大学院において実施される感染症防止対策に係る「感染制御実践看護学講座」、日本精神科看護技術協会認定「精神科認定看護師」教育課程